横浜市立能見台南小学校ＰＴＡ細則

第１章　事務局

第１条　横浜市立能見台南小学校ＰＴＡ（以下本組織）は、事務局を横浜市立能見台南小学校におく。

第２章　目的及び活動

第２条　規約第２条を目的に、以下の活動を行う。

１　家庭と学校との関係を密にし、教育効果を高める活動

２　会員の教育に対する理解と相互の親睦を深める活動

３　学校ならびに地域の教育的環境の整備に努める活動

４　地域とともに本校児童がよりよく生きられるよう進んで協力する活動

５　その他、本組織の目標達成のために必要な活動

第３章　方針

第３条　本組織は次の方針に従って活動する。

１　本組織は、自主独立の団体であって、他のいかなる個人及び団体の干渉を受けない。

２　児童に関する教育問題等について研修・協議をするが、学校の人事、財政的維持、その他の管理については関与せず、責任も負わない。

３　特定の政党や宗教・思想に偏ることなく、また営利を目的とする活動は行わない。

４　児童の教育ならびに人権尊重と福祉のために活動する他の団体及び機関と、必要に応じて連携を図る。

第４章　会計

第４条　決算は、会計監査を経る。

第５章　役員

第５条　本組織の役員の役職及び人数は以下の通りとする。

１　保護者９～１３名と教職員２名で構成する。

２　互選によりＰＴＡ会長１名をおく。

３　その他の役員として以下に定める。

ＰＴＡ副会長	２名
書 記	２～３名
会 計	２～３名
広報・総務担当	２～４名
教職員	２名

４　対外活動において役職校となる場合、必要人数の増加を認める。

第６条　役員の選出は次のとおり行う。

１　役員は年度末までに学年を問わず全会員から選出する。

２　役職は協議により決定する。

３　選出役員は年度末の定期総会にて、全会員に公示され、承認を得るものとする。

４　教職員の役員は、学校長に一任する。

第７条　役員の任期は４月１日から翌年３月末日までとし、再任を妨げない。ただし同一職は２年迄とする。尚、定期総会の議事及びその関連事項については、前任者は定期総会終了までその責に任ずるものとする。

第８条　教職員の任期は例外とする。

第９条　役員は、会計監査委員を兼ねることはできない。

第１０条 役員に欠員が生じた時は、活動に支障が生じる場合、学年委員より、協議によって速やかに補充する。ただし、会長においては副会長からの補充を行うものとする。

第１１条 役員の任務は次の通りとする。

１　ＰＴＡ会長(以下会長)は、本組織を代表し会務を総括する。また、総会・役員会・代表委員会を招集し会議を主催する。ＰＴＡ副会長(以下副会長)は会長を中心として日常の業務を分担して務める。会長不在の場合は、副会長がその職務を代行する。

２　書記は、代表委員会のほか、本組織の活動の記録・通信その他の書類を総括し保管する。

３　会計は、総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理し、監査を経た決算報告を総会に提出する。

４　広報・総務担当は、広報及び総務等に務める。

第６章　会計監査委員

第１２条 会計監査委員の選出については、原則として前年度までの役員より選出し、新年度定期総会において承認を得る。

第１３条 会計監査委員の任期は年度始の定期総会から翌年度始の定期総会までとし、再任は妨げない。ただし２年迄とする。

第１４条 会計監査委員に欠員が生じた時は、前年度までの役員より速やかに補充する。任期は、前任者の残任期間とする。

第７章　総　　会

第１５条 各種総会は以下のように行う。

１　定期総会は、年２回書面（電磁的方法による場合を含む。以下同じ。）にて開催する。

２　定期総会では次の事項を議決する。

（１）定期総会（年度始：４月または５月）

①前年度活動報告及び承認

②前年度決算報告及び承認

③新年度活動計画案の審議及び承認

④新年度予算案の審議及び承認

⑤会計監査委員の承認

⑥その他の必要事項の審議

（２）定期総会（年度末：２月または３月）

①新年度役員の承認

②その他の必要事項の審議

３　定期総会は、全会員の２分の１以上の提出で成立し、決議は議決権行使数の過半数の賛同をもって決する。

４　臨時総会は、代表委員会が必要と認めた場合、または会員の５分の１以上の要求があった場合に、会長が３０日以内に招集する。

５　臨時総会は、全会員の２分の１（委任状を含む）以上の出席（書面にて開催する場合は、全会員の２分の１以上の提出）で成立し、決議は議決権行使数の過半数の賛同をもって決する。

第８章　役員会

第１６条 役員会は以下のことを行うこととする。

１　役員会は、総会及び代表委員会に対する議案の作成・決議事項の執行等、会の日常業務を執行する。

２　役員会は必要に応じて、会長が招集することができる。

３　会計監査委員を選出する。

４　役員並びに会計監査委員の公示・承認の手続きを行う。

第９章　代表委員会

第１７条 代表委員会は、役員、各学年委員会の代表、校外委員会の代表及び校長またその代理として校長が指名した教職員ないしその双方によって構成する。

第１８条 代表委員会の任務は次の通りとする。

１　役員並びに各種委員会で立案された事業計画等を審議する。

２　総会に提出する予算案等の報告書を作成する。

３　その他本組織の運営に必要な事項を処理する。

第１９条 代表委員会は、原則として毎月１回（８月を除く）の定例会を開く。ただし、必要に応じて臨時会を開くことができる。

第１０章　各種委員会

第２０条 学年委員会の構成、会合日、委員の任期は次の通りとする。

１　各学年から選出された代表者と教職員によって構成される。学年委員の選出人数は各学年２名以上とし、学級数の２倍の人数を上限とする。

２　年間活動計画に基づき、必要に応じて会合を設け、会員の積極的参加を得て活動の推進に当たる。

３　学年委員の任期は１年とし、再任を妨げない。

４　学年委員に欠員が生じた時は、活動に支障が生じる場合、欠けた学年の会員より速やかに補充する。任期は、前任者の残任期間とする。

５　各学年１名代表窓口を置く。

第２１条 校外委員会の構成、会合日、委員の任期は次の通りとする。

１　各地区より選出された委員と教職員によって構成し、委員の互選により正・副委員長を選出する。

２　年間活動計画に基づき、必要に応じて会合を設け、会員の積極的参加を得て活動の推進に当たる。

３　校外委員の任期は１年とし、再任を妨げない。

４　校外委員に欠員が生じた時は、活動に支障が生じる場合、欠けた地区の会員より速やかに補充する。ただし、適当な会員が地区に不在である場合は、地区を越えての補充を認める。任期は、前任者の残任期間とする。

第１１章　個人情報の取扱い

第２２条 本組織が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、名簿及びその他の個人情報の保護に努める。

第２３条 本組織における個人情報の管理者は会長とする。

第２４条 職務中に得た個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第２５条 １．個人情報は学校が保管するものとし、適正に管理する。

２．不要となった個人情報は、適正かつ速やかに破棄するものとする。

第２６条 個人情報の開示を求められたときは、会長の責任のもと、これに応じる。

第２７条 個人情報の漏えい（紛失を含む）のおそれを把握した場合、直ちに会長に報告する。

第１２章　規約の改正

第２８条 規約は、直前の規約の定めるところにより、総会にて改正することができる。

第２９条 規約の改正案は、総会が書面開催以外の場合は、開催の１週間前までに、会員に知らせなければならない。

第１３章　細則の改正

第３０条 この細則は、規約の定めるところにより、役員会の起案と代表委員会の承認によって改正す

ることができる。

第３１条 細則を制定・改廃した場合は、次期総会に報告しなければならない。

第１４章　付則

本細則は、平成２８年４月２８日より実施する。

また、本細則の改正・追加は以下の通りとする。

なお、特別の記載がなければ定期総会での改正とし、改正のその日より実施されたものとする。

平成２８年１２月１５日　　代表委員会にて一部改正
平成２９年　４月２８日　　一部改正
平成３０年　９月１４日　　代表委員会にて一部改正
令和　元年１２月１２日　　代表委員会にて一部改正
令和　２年　１月１６日　　代表委員会にて一部改正
令和　３年　９月１０日　　代表委員会にて一部改正